

○羽村市障害者（児）理容等サービス費用助成実施事業要綱

昭和59年3月23日羽福発第9660号

（目的）

第1条 この要綱は、障害者（児）が、理容又は美容（以下「理容等」という。）のサービスを受けた場合、市がその費用の一部を助成することにより、生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この要綱による助成の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、居住する身体障害者手帳2級以上又は愛の手帳2度以上の交付を受けている者で、次の各号の一に該当するものとする。ただし、医療機関に入院又は施設等に入所している場合は、対象外とする。

（1） 障害の内容が、肢体不自由（上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害）の2級以上のもの

（2） 常時寝たきりのもの

（3） 前年度の市民税課税額が非課税のもの。ただし、対象者が20歳未満である場合は、扶養義務者の市民税課税額が非課税のもの

2 対象者が年度途中において20歳に到達したときは、当該月以後は本人の市民税課税額が非課税のものを対象者とする。この場合において、対象者の利用券及び出張サービス券については、第6条及び第11条の規定によるものとする。

（助成要件等）

第3条 市長は、市内で営業し、かつ、市と契約した理容店及び美容店（以下「指定店」という。）から対象者が理容等のサービスを受けた場合に助成する。

（申請）

第4条 理容等サービス費用の助成を受けようとする者は、羽村市障害者（児）各種サービス費用等助成申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその申請の内容を審査し、助成の可否を決定し、羽村市障害者（児）各種サービス費用等助成決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（助成及び利用券の交付）

第6条 助成は、利用券の交付をもって行う。

2 利用券は、次に掲げるもののうち、いずれかを選択できるものとし、年度の途中で変更することはできないものとする。

(1) 理容利用券 利用券は、1枚につき1回のサービス（4,500円相当分を上限とする。）を受けることができるものとし、毎年度6枚交付する。ただし、年度の途中において新たに対象者となった者については、交付決定のあった日の属する月の翌月から起算して2月につき1枚を交付する。

(2) 美容利用券 利用券は、1枚につき1,000円相当分のサービスを受けることができるものとし、毎年度24枚を交付する。ただし、年度の途中において新たに対象者となった者については、交付決定のあった日の属する月の翌月から起算して1月につき2枚を交付する。

3 利用券の再交付は、行わない。

(利用の方法)

第7条 利用券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、指定店において利用券と引き換えに理容等のサービスを受けることができる。

(出張サービス)

第8条 寝たきり等の理由により指定店に行くことができない者であって、市長が特に必要と認めたもの（以下「出張対象者」という。）については、第6条の助成に加え、自宅で理容等のサービスを受けるための出張サービスの費用について助成する。

(出張サービス助成の申請)

第9条 出張サービス費用の助成を受けようとする者は、羽村市障害者（児）理容等出張サービス費用助成申請書（様式第1号—1）を市長に提出しなければならない。

(決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその申請の内容を別に定める基準により審査し、助成の可否を決定し、羽村市障害者（児）理容等出張サービス費用助成決定（以下）通知書（様式第2号—1）により申請者に通知する。

(助成及び出張サービス券の交付)

第11条 助成は、出張サービス券の交付をもって行う。

2 出張サービス券は、1枚につき1回の出張サービスを受けることができるものとし、毎年度6枚交付する。ただし、年度の途中において新たに対象者となった者については、交付決定のあつた月の属する月の翌月から起算して2月につき1枚を交付する。

3 出張サービス券の再交付は、行わない。

(出張サービスの利用方法)

第12条 第10条により決定を受けた出張対象者は、第6条の利用券及び出張サービス券と引き換えに、自宅で理容等のサービスを受けることができる。

(返還)

第13条 受給者が次の各号の一に該当する場合は、利用券を返還しなければならない。

- (1) 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 偽り、その他不正の手段により交付を受けたとき。

(精算)

第14条 理容等の役務を提供した指定店は、羽村市障害者（児）理容等サービス費用請求書（様式第3号）に第6条及び第11条に規定する利用券及び出張サービス券を添えて、市長に理容等に要した費用を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、当該請求金額を支払うものとする。

(異動届)

第15条 受給者が次の各号の一に該当する場合は、速やかに羽村市障害者（児）各種サービス費用等受給者異動届（様式第4号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請の内容に変更があったとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、羽村市補助金等交付規則（昭和52年規則第10号）の例による。